6）各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
7）当該包装物を含む各積み荷には、次に掲げる事項を記載した輸送の書類が添付されていること。ただし、当該事項を第17条第１項で定める書類に記載した場合は、この限りでない。
ア）包装物にリチウムイオン電池が収納されている旨
イ）包装物は注意して取り扱われなければならず、包装物が損傷を受けた場合、引火性の危険性がある旨
ウ）包装物が損傷を受けた場合に取らなければならない措置（必要に応じ、検査及び再包装を行うことを含む。）
エ）荷主の電話番号
8）各包装物には第３号様式及び第４号の５様式によるラベルが貼付されていること。
9）組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成20年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。
10）単電池及び組電池は、充電率が30％を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

セクションⅡ
以下の基準を満たすこと。
1）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
2）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
3）短絡を防止する措置をすること。
4）密閉された内装容器に梱包し、強固な外装容器（ドラム・ジェリカン・箱）に収納されること。
5）各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
6）当該包装物を含む各積み荷には、次に掲げる事項を記載した輸送の書類が添付されていること。
ア）包装物にリチウムイオン電池が収納されている旨
イ）包装物は注意して取り扱われなければならず、包装物が損傷を受けた場合、引火性の危険性がある旨
ウ）包装物が損傷を受けた場合に取らなければならない措置（必要に応じ、検査及び再包装を行うことを含む。）
エ）荷主の電話番号
オ）リチウムイオン電池　包装基準965セクションⅡにより輸送する旨
7）各包装物には第３号様式及び第４号の５様式によるラベルが、可能な限り当該包装物の同一面に近接して貼付されていること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
8）組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成20年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。
9）単電池及び組電池は、充電率が30％を超えないこと。
10）一の荷送人につき、一つの包装物に限ること。
11）当該包装物（混合包装されたものを含む。）は、輸送禁止物件に含まれない物件を収納した包装物と分けて輸送人に引き渡されること。
12）混合包装する場合、一の荷送人により梱包される包装物は一つに限ること。

別表第１備考三(8)「968」の項セクションⅡを次のように改める。

セクションⅡ
以下の基準を満たすこと。
1）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
2）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
3）密閉された内装容器に梱包し、強固な外装容器（ドラム・ジェリカン・箱）に収納されること。
4）短絡を防止する措置をすること。
5）各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
6）当該包装物を含む各積み荷には、次に掲げる事項を記載した輸送の書類が添付されていること。
ア）包装物にリチウム金属電池が収納されている旨
イ）包装物は注意して取り扱われなければならず、包装物が損傷を受けた場合、引火性の危険性がある旨
ウ）包装物が損傷を受けた場合に取らなければならない措置（必要に応じ、検査及び再包装を行うことを含む。）
エ）荷主の電話番号
オ）リチウム金属電池　包装基準968セクションⅡにより輸送する旨
7）各包装物には第３号様式及び第４号の５様式によるラベルが貼付されていること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
8）一の荷送人につき、一つの包装物に限ること。
9）当該包装物（混合包装されたものを含む。）は、輸送禁止物件に含まれない物件を収納した包装物と分けて輸送人に引き渡されること。
10）混合包装する場合、一の荷送人により梱包される包装物は一つに限ること。

附　則

（施行期日）
第一条　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条　この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百八十二号

地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第三十四条第二号の規定に基づき、地方住宅供給公社法第三十四条第一号及び第二号の規定に基づき国土交通大臣の指定する有価証券及び金融機関を定める告示（平成十八年国土交通省告示第三百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一